別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	妻沼地区（妻沼、弥藤吾）	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	172.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	135ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	31.6ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.9ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

当地区の中心経営体等担い手の拡大希望面積は1.7haとなっており、5年後のリタイヤ希望や地権者の出し手面積は42.1haとなっているため、新たな担い手の確保が必要。
担い手が高齢化しており、将来担い手不足となる可能性が高い。
妻沼高校周辺の未整備地では、農道がなくほ場に行くのに他人のほ場を通らないと行くことができない。
畑地ではネギネクロバネキノコバエの影響も在り、野菜の作付けにリスクを感じるため麦での利用をしているが、麦のみだと赤字になってしまう。
妻沼地区の北東部の畑地では耕作放棄地などが点在している。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

妻沼地区の農地利用は、担い手3～4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

弥藤吾地区の農地利用は、担い手5～7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	I氏	野菜	0.8 ha	野菜	1.5 ha	弥藤吾
認農	I氏	水稲　麦	8 ha	水稲　麦	7.5 ha	弥藤吾
認農	I氏	水稲　麦	4.6 ha	水稲　麦	7.8 ha	弥藤吾
認農	O氏	水稲　野菜	10 ha	水稲　野菜	10.4 ha	弥藤吾
認農	O氏	水稲　麦　野菜	6.6 ha	水稲　麦　野菜	6.4 ha	弥藤吾
認農	K氏	水稲	12 ha	水稲	10 ha	弥藤吾
集	妻沼営農組合	水稲　麦	25 ha	水稲　麦	24.5 ha	妻沼地区
認農	M氏	水稲　麦	8.8 ha	水稲　麦	5.8 ha	弥藤吾
認農	M氏	水稲　麦　野菜	7.35 ha	水稲　麦　野菜	9.95 ha	弥藤吾
認農法	M法人	野菜	6 ha	野菜	14 ha	妻沼
認農	H氏	水稲　野菜	2.8 ha	水稲　野菜	5 ha	弥藤吾
認就	I氏	ネギ、トウモロコシ	0.65 ha	ネギ、トウモロコシ	3.65 ha	妻沼
認就	T氏	水稲　麦　ネギ	2.2 ha	水稲　麦　ネギ	8.2 ha	弥藤吾
計	13経営体		94.8 ha		114.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 　貸付け等の意向が確認された農地は、336筆、190,682.68㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 　実施に向けて話し合いを続け、検討していく。
担い手対策への取組方針 　継ぐかどうか分からない後継者の場合、農業に魅力を感じないと農業を継がない。農業の良いところをPRしつつ、収入アップなどの対策（「良質な作物を収穫する」、「販路を開拓する」、「6次産業化を進める」など）も考えなければならない。 　現在、農作物は価格が決められてしまうため、農家が価格を決めて販売できるような施策を考えていきたい。 　法人化を検討するとともに、個人が集まり集団化による米麦の作付けなどの対策も検討する。
基盤整備に関する方針 　基盤整備を実施できれば大型機械が入り効率化が図られる。しかし、所有者の同意が必要で在り、基盤整備ができない場合の活用方法も考えていく必要がある。 　取り急ぎ畦畔を取り1枚にして耕作するなどの対策を検討する。

5　2の課題を解決するための話し合いで出た意見

農業機械の更新について 　収入アップには、農地の拡大をしていかなければならないが農業機械が高騰化しており、なかなか手が出せない。 　行政には補助金要件の緩和を検討してほしい。また、農業機械を借りられるリース会社のようなところがあると良い。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	127,161	ー	63,521.68

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6　アンケートでの意見

○備前堀の土手　桜と杏子の木　枝が伸び放題よく管理していただきたい。 ○基盤整備（交換分合等）大圃場化が必要。 ○最近、ｼﾞｬﾝﾎﾞﾀﾆｼの発生が広域化している